

京都市告示第146号

平成21年3月19日に市会本会議で議決された平成20年度京都市補正予算の要領は、次のとおりです。

平成21年6月11日

京都市長 門川大作

#### 平成20年度京都市定額給付金給付事業特別会計予算

平成20年度京都市定額給付金給付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,531,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 22,531,000
	1 国 庫 補 助 金	22,531,000
歳 入 合 計		22,531,000

歳 出

款	項	金 額
1 定額給付金給付事業費		千円 22,531,000
	1 定額給付金給付事務費	980,700
	2 定額給付金給付事業費	21,550,300
歳 出 合 計		22,531,000

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 定額給付金給付事業費	1 定額給付金給付事務費	定額給付金給付事業	千円 980,700
	2 定額給付金給付事業費	定額給付金給付事業	21,550,300

(行財政局財政部財政課)